

県土整備部緊急防災体制参集 マニュアル

令和5年4月

山形県県土整備部

平成8年9月 策定
平成9年9月 改訂
平成17年3月 改訂
平成18年4月 改訂
平成19年4月 改訂
平成20年4月 改訂
平成21年7月 改訂
平成22年4月 改訂
平成27年4月 改訂
平成29年4月 改訂
令和元年8月 改訂
令和2年4月 改訂
令和5年4月 改訂

目 次

| | | |
|-----|----------------|---|
| 1 | マニュアルの目的と適用範囲 | 1 |
| 2 | 災害発生時の対応と心得 | 1 |
| 3 | 参集判断 | 2 |
| 3.1 | 参集判断のための情報収集 | 2 |
| 3.2 | 職員の参集基準 | 2 |
| 4 | 参集方法 | 6 |
| 4.1 | 参集場所と参集ルート | 6 |
| 4.2 | 参集時の注意事項 | 7 |
| 4.3 | 参集時の望ましい服装と携帯品 | 7 |
| 5 | 参集途上における連絡手段 | 8 |
| 5.1 | 連絡手段 | 8 |
| 5.2 | 電話の取り扱い方法 | 8 |
| 6 | 参集後の行動 | 8 |
| 6.1 | 参集報告 | 8 |
| 6.2 | 参集後の作業 | 8 |

【県土整備部関係資料】

| | |
|-----------------|----|
| 県土整備部防災会議運営要領 | 10 |
| 県土整備部災害対策会議運営要領 | 12 |

【気象関係資料】

| | |
|--------------------------------|----|
| 表-1 気象庁震度階関連解説表 | 14 |
| 表-2 山形県における天気予報、注・警報の一次細分・二次細分 | 16 |
| 表-3 山形県特別警報基準 | 16 |
| 表-4 山形県警報基準 | 18 |
| 表-5 雨の強さと降り方 | 23 |
| 表-6 火山情報・予報の種類 | 23 |
| 表-7 津波警報・注意報の種類 | 27 |
| 表-8 津波情報の種類 | 27 |
| 表-9 沿岸で観測された津波の最大波の発表内容 | 28 |
| 表-10 沖合で観測された津波の最大波の発表内容 | 29 |
| 表-11 津波予報 | 29 |

【断層帯の長期評価】

| | |
|------------|----|
| 県内断層帯の長期評価 | 31 |
|------------|----|

1 マニュアルの目的と適用範囲

- ① 本マニュアルは、夜間・休日（勤務時間外）に山形県内あるいはその周辺で地震、大雨等異常な自然現象及び予期できない災害等の発生により、所管する公共土木・建築施設（河川、道路、住宅等）に関して災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、県土整備部職員及び総合支庁建設部職員（民間業務協定業者の担当者を含む）が、各公共施設等の点検・応急対策の活動を円滑かつ迅速に行うために、自主的に職場に参集するための参集判断や参集行動についてマニュアル化したものである。
- ② 本マニュアルの適用範囲は、地震等の現象が発生した時点又は参集要請の連絡を受けたときから勤務地に参集し、参集報告を行うまでを対象としている。

2 災害発生時の対応と心得

- ① 災害が起きたらまず落ち着いて、自分や家族の安全を確保し、身の回りの被害状況を把握する。
- ② 周囲の状況から、自分や家族の身に危険が及ぶと思われる場合には、迅速に避難する。
- ③ ラジオ・テレビ・インターネット・防災メール等により災害に関する情報の収集を図る。

（1）自宅等で地震が発生した場合

- ① まず、身の安全を図るために、大きい棚、書棚、タンス等から離れる。
- ② 火気を使用しているときは、すぐに始末をする。また火が出たらすばやく消火する。
- ③ 建物の歪みによりドアが開かなくなることがあるので、非常脱出口を確保する。
- ④ 震度5弱以上の地震の場合、窓ガラスが割れて落下したり、ブロック塀が崩れたりするので、あわてて外に飛び出さない。
- ⑤ 屋内が安全であると判断されたら、蛇口をひねり、飲料・トイレ等に用いる水を確保する。
- ⑥ ラジオ・テレビ・インターネット・防災メール等により正確な情報を得る。

（2）屋外で地震が発生した場合

- ① 頭を保護し、余震が起きたら落下物に注意し、倒壊していない建物内に一時避難する。
- ② 車で走行中に大地震が起きるとパンクしたような状態となり、前方の道路が波打つように見え、ハンドルをとられて運転は困難になる。急ブレーキを避け、ゆっくりと減速し、あわてずに道路の左側路肩に寄せ停車し、地震情報を得るためにラジオをつける。
- ③ 道路法面の下、トンネル坑口付近は、崩落の危険があるので、極力その場所を避けて停車する。やむを得ず車を離れる場合は、ドアはロックせずにエンジンキーは付けたままとする。
- ④ いざというときのために車には、水（1ℓ）、食料（調理無しで食べられるもの）、灯火類、携帯ラジオ（カーラジオの予備）、応急医薬品、毛布、ロープ、消火器等を備えることが望ましい。
- ⑤ 人の集まっている場所では、係員等の指示に従って、パニックに巻き込まれないようにする。

3 参集判断

3.1 参集判断のための情報収集

- ① 勤務時間外に地震が発生した場合、自主的な参集の判断を下すため、地震が発生した直後から以下により状況の把握に努める。
 - イ) 震度の体感
 - ロ) 屋内及び周辺の状況
 - ハ) 停電・断水の状況
- ニ) マスコミ（ラジオ・テレビ等）による情報の収集
- ホ) 電話・道路交通の状況
- ② 勤務時間外にその他の災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、地震時に準じて情報の収集に努め、参集要請に備えるものとする。

山形県職員参集システム・・・・・・地震（5弱以上）、大雨・洪水・津波・高潮・大雪の各警報が発令されたとき、予め登録している職員には同システムから直ちに連絡が入る。

3.2 職員の参集基準

- (1) 県土整備部緊急防災体制に係る職員等の参集基準・参集体制

別表1のとおり

- (2) 県土整備部緊急防災体制に係る職員等の参集基準・参集体制と県土整備部各課（室）の対応

別表2のとおり

上記の他、水防体制による参集基準については、山形県水防計画、各支部水防計画による。

また、ダムの防災体制については各ダム操作規則による。

(注)

県庁が災害対策本部レベル（震度5弱以上）の場合、総合支庁管内で震度5弱以上の地震が観測された総合支庁は県庁に準じた体制をとり、管内の被害情報収集等の被害状況の把握に努める。

また、県内で震度6弱以上の地震が観測されたときは、各総合支庁は管内の震度に関わらず県庁に準じて全員登庁の動員体制とする。

県土整備部・総合支庁建設部緊急防災体制に係る職員等の参集基準・参集体制

令和5年4月

| 配備体制 | 区分 | 参集基準 | 職員参集体制 | 民間業務協定業者 |
|---------------------|--|--|---|--|
| 警戒配備 (第1次配備体制) | 雪害 | 大雪警報が発表されたとき | (1) 県土整備部関係課(室)において予め定める職員 (2) 参集基準該当総合支庁建設部等において予め定める職員(注2) | 総合支庁等から要請があった場合、民間業務協定業者(建設業協会)は災害協定に基づく点検・応急対策を実施する。 |
| | 風水害 | ①大雨警報が発表されたとき ②洪水又は高潮警報が発表されたとき ③台風接近時に大雨、洪水注意報又は暴風、波浪警報が発表されたとき(注1) | (1) 管理課防災当番 (2) 県土整備部関係課(室)において予め定める職員 | |
| | 火山 | 噴火警報(火口周辺)が発表されたとき | (3) 参集基準該当総合支庁建設部等において予め定める職員(注2) | |
| | その他 | 県土整備部長が必要と認めたとき | | |
| 特別警戒配備 (第2次配備体制) | 地震 | 震度4の地震が観測され、災害が発生するおそれがあるとき(注3、注4、注5) | (1) 管理課防災担当、防災当番 (2) 県土整備部関係課(室)において予め定める職員 (3) 参集基準該当総合支庁建設部等において予め定める職員 | 総合支庁等から要請があった場合、民間業務協定業者(建設業協会)は、災害協定に基づく点検・応急対策を実施する。 |
| | | 気象台より「大雪に関する気象情報」が発表されている中で大雪警報が発表されたとき | (1) 県土整備部関係課(室)において予め定める職員 (2) 参集基準該当総合支庁建設部等において予め定める職員 気象、被害状況に応じて、所属長の判断により、参集職員を増減できる | |
| | 雪害 | 大雪警報が発表され、災害が発生するおそれがあるとき(注6) (顕著な大雪に関する気象情報の発表時はこれに該当する)(注10) | (1) 管理課において予め定める職員(注7) (2) 県土整備部関係課(室)において予め定める職員 (3) 参集基準該当総合支庁建設部等において予め定める職員(注10) | 総合支庁等から要請があった場合、民間業務協定業者(建設業協会)は災害協定に基づく点検・応急対策を実施する。 |
| | | 大雨、洪水、高潮、暴風、暴風雪又は波浪警報が発表され、災害が発生するおそれがあるとき(注6) | | |
| | 風水害 | 噴火警報(火口周辺)が発表され、災害が発生するおそれがあるとき(注6) | | |
| | 火山 | 最上川(棟野目、長崎、下野)、須川(鮎洗)、京田川(十五軒)の各水位観測所の水位が避難判断水位を超過したとき | 気象、被害状況に応じて、所属長の判断により、参集職員を増減できる | |
| その他 | 県土整備部長が必要と認めたとき | | | |
| 非常配備 (第3次配備体制) | 地震 | 震度5弱以上の地震が観測されたとき(注3) | (1) 県土整備部全課(室)の全職員 (2) 参集基準該当総合支庁建設部等の全職員 (3) 県内で震度6弱以上の地震が観測されたときは、全総合支庁建設部等の全職員 | 民間業務協定業者(建設業協会)は、災害協定に基づく点検・応急対策を実施する。 なお、点検・応急対策の体制が整い出動する前に、総合支庁等に連絡し体制及び連絡先を報告する。 総合支庁等から要請があった場合、民間業務協定業者(建設コンサルタント4団体)は、災害協定に基づく測量・調査・設計業務等を実施する。 |
| | | 津波警報が発表されたとき | | |
| | 風水害 | 風水害により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき(注8) (特別警報の発表時はこれに該当する) | (1) 県土整備部全課(室)の長(課長級以上) | 総合支庁等から要請があった場合、民間業務協定業者(建設業協会)は、災害協定に基づく点検・応急対策を実施する。 なお、点検・応急対策の体制が整い出動する前に、総合支庁等に連絡し体制及び連絡先を報告する。 |
| | 雪害 | 雪害により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき(注8) (特別警報の発表時はこれに該当する) | (2) 県土整備部全課(室)において予め定める職員 (3) 参集基準該当総合支庁建設部等の長 | |
| | 火山 | 噴火警報(居住地域)が発表されたとき | (4) 参集基準該当総合支庁建設部等において予め定める職員 | |
| その他 | その他(道路構造物災害、水質事故、大規模火事等)、県土整備部長が必要と認めたとき | | | |

注1: 台風接近時とは、台風が本県を通過もしくは接近すると予想され、本県へ影響があると判断される場合であり、事前に気象台による台風関連説明会が開催される。

注2: 総合支庁建設部等とは、総合支庁建設部及び県土整備部出先機関(山形空港事務所、庄内空港事務所、港湾事務所)とする。

注3: 山形空港事務所については、東根市又は天童市において観測された震度とする。庄内空港事務所については、酒田市又は鶴岡市(地震はそれぞれ亀ヶ崎、馬場町)において観測された震度とする。

注4: 震度4の地震が観測され、災害が発生するおそれがあるときは、「県土整備部緊急点検・応急復旧マニュアル〇〇編」に記載されたとおりとする。なお、参集する場合は管理課防災当番へ報告すること。

注5: 第2次配備体制となった総合支庁建設部等は、県土整備部事業課へ報告し、県土整備部事業課は管理課防災担当へ報告する。また、第2次配備体制とならないときでも総合支庁建設部等は、通報等により震度4の地震による被害が確認されたときは、県土整備部事業課へ報告し、県土整備部事業課は管理課防災担当へ報告する。

注6: 第1次配備体制から第2次配備体制への移行(風水害、雪害、火山)は、管理課が県土整備部長等と協議し決定する。

注7: 管理課において予め定める職員とは、管理課長、企画主幹、防災担当、防災当番とする。

注8: 第2次配備体制から第3次配備体制への移行(風水害、雪害)は、管理課が県土整備部長等と協議し決定する。

注9: 上記参集基準及び職員参集体制が、「県土整備部緊急点検・応急復旧マニュアル〇〇編」にも記載されている場合は、緊急点検・応急復旧マニュアルに記載された内容が優先する。また、水防体制及びびだムの防災体制については、それぞれの計画、要領及び規則による。

注10: 「顕著な大雪に関する気象情報」の発表時の総合支庁道路(計画)課は第3次配備体制とする。

県土整備部・総合支庁建設部緊急防災体制に係る職員の参集基準・参集体制と県土整備部各課(室)の対応

| 配 体 制 | 区 分 | 参集基準 | 参集体制 | 管理課 県土強弱化 推進室 | 建設企画課 | 県土利用政 策課 | 都市計画課 | 下水道課 | 道路整備課 高速道路 整備推進室 | 道路保全課 | 河川課 流域治水 推進室 | 砂防・災害対策課 | 空港港湾課 | 令和5年4月 建築住宅課 営繕室 |
|-----------------------------|--------|--|---|---------------------|-------|-------------|-------|------|------------------------|-------|--------------------|----------|-------|------------------------|
| | | | | | | | | | | | | | | |
| 警戒 配備 (第1次 配備体制) | 大雪 | 大雪警報が発表されたとき | (1)県土整備部関係課(室)の予め定める職員 (2)参集基調該当総合支庁建設部等の予め定める職員(注2) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 風水 | ①大雨警報が発表されたとき ②洪水又は高潮警報が発表されたとき ③台風接近時に大雨・洪水注意報又は暴風・波浪警報が発表されたとき(注1) | (1)管理課防災担当 (2)県土整備部関係課(室)の予め定める職員 (3)参集基調該当総合支庁建設部等の予め定める職員(注2) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 特別警戒 配備 (第2次 配備体制) | 地震 | 震度4の地震が観測され、災害が発生するおそれがあるとき(注3、注4、注5) | (1)管理課防災担当、防災当番 (2)県土整備部関係課(室)の予め定める職員 (3)参集基調該当総合支庁建設部等の予め定める職員 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 大雪 | 「大雪」に関する気象情報が発表されている中で大雪警報が発表されたとき | (1)県土整備部関係課(室)の予め定める職員 (2)参集基調該当総合支庁建設部等の予め定める職員 (3)参集基調該当総合支庁建設部等の予め定める職員 (4)参集基調該当総合支庁建設部等の予め定める職員(注2) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 非常 配備 (第3次 配備体制) | 風水 | 大雨、洪水、高潮、暴風警報又は波浪警報が発表され、災害が発生するおそれがあるとき(注6) | (1)管理課において予め定める職員(注8) (2)県土整備部関係課(室)の予め定める職員 (3)参集基調該当総合支庁建設部等の予め定める職員 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 山 | 噴火警報(火口周辺)が発表され、災害が発生するおそれがあるとき(注6) | 被災上川(穂野田、長瀬、下野)、須川(備佐)、京田川(十五軒)の各水位観測所の水位が避難判断水位を超過したとき | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 非常 配備 (第3次 配備体制) | 地震 | 震度5弱以上の地震が観測されたとき(注3) | (1)県土整備部全課(室)の全職員 (2)参集基調該当総合支庁建設部等の全職員 (3)県内で震度6以上の地震が観測されたときは全総合支庁建設部等の全職員 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 風水 | 津波警報が発表されたとき | (1)県土整備部全課(室)の長(課長級以) (2)県土整備部全課(室)の予め定める職員 (3)参集基調該当総合支庁建設部等の長 (4)参集基調該当総合支庁建設部等の予め定める職員 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 非常 配備 (第3次 配備体制) | 山 | 噴火警報(居住地域)が発表されたとき | (1)参集基調該当総合支庁建設部等の予め定める職員 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | その他 | その他(道路構造・洗物・災害、水害等)の規模が事等、県土整備部長が必要と認められたとき(注7) | (注7) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

注1: 台風接近時は、台風が本県を通過もしくは接近すると予想され、本県へ影響があると判断される場合であり、事前に気象台による台風関連説明会が開催される。

注2: 総合支庁建設部等とは、総合支庁建設部及び県土整備部出先機関(山形空港事務所、庄内空港事務所、内空港事務所、港湾事務所)とする。

注3: 山形空港事務所については、東城市又は天童市において観測された震度とする。庄内空港事務所については、酒田市又は鶴岡市(地震はそれぞれ亀ヶ崎、馬場町)において観測された震度とする。

注4: 震度4の地震が観測され、災害が発生するおそれがあるときは、「県土整備部緊急点検・応急復旧マニュアル」に記載されたとおりとする。なお、参集する場合は管理課防災担当へ報告すること。

注5: 第2次配備体制となった総合支庁建設部等は、県土整備部事業課へ報告し、県土整備部事業課は管理課防災担当へ報告する。また、第2次配備体制とならなくても総合支庁建設部等は、通報等により震度4の地震による被害が確認されたときは、県土整備部事業課へ報告し、県土整備部事業課は管理課防災担当へ報告する。

注6: 第1次配備体制から第2次配備体制への移行(風水害、雪害、火山)は、管理課が県土整備部長等と協議し決定する。

注7: 区分「その他」の「県土整備部長が必要と認められたとき」は、災害の状況により関係課(室)が異なる。

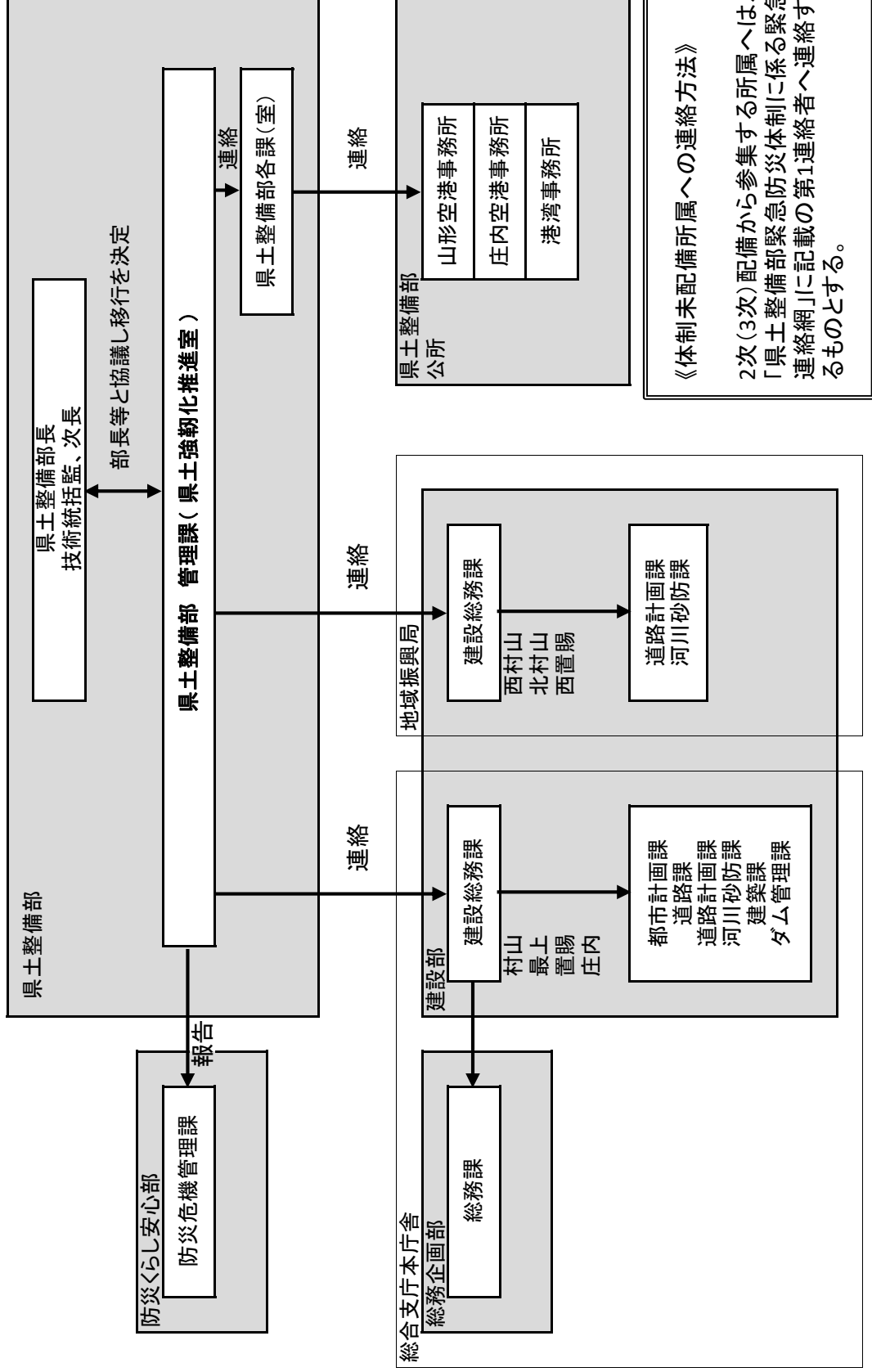
注8: 管理課において予め定める職員とは、管理課長、企画主幹、防災担当、防災当番とする。

注9: 第2次配備体制から第3次配備体制への移行(風水害、雪害)は、管理課が県土整備部長等と協議し決定する。

注10: 「顕著な大雪」に関する気象情報・発表時の総合支庁道路(計画)課は第3次配備体制とする。

県土整備部長が配備体制の移行を判断した場合の伝達経路

管理課は県土整備部内各課及び総合支庁建設部等からの情報に基づき移行の検討が必要か判断



4 参集方法

4.1 参集場所と参集ルート

- ① 勤務公所（非常時参集場所）に参集するための経路、所要時間、災害時の道路通行の可能性等はあらかじめ調べておく。
- ② あらかじめ定められた場所に参集できない場合には、最寄りの各公所（2次参集場所）に参集するものとし、勤務公所に現在の参集場所を報告し、指示を受ける。
- ③ 参集時には、道路等公共施設の被災状況、火災の発生状況、その他各種の混乱の発生状況に応じて柔軟にルートを選定しながら参集する。

- ① 別添「参集場所調査票」は、あらかじめ記入し、参集時に活用する。また、年度当初及び異動があった場合には部内各課及び各公所の連絡責任者に提出するものとする。
- ② 設定した参集ルートについては、普段から周囲の状況及び参集途上における連絡手段の1つとなる公衆電話（災害時優先電話）の位置を確認しておく。
- ③ 大規模な被災により、設定したルートが通行できない場合を想定して複数のルートを設定しておく。
- ④ 最寄りの各公所（2次参集場所）にも参集出来ない場合は、勤務公所へ安否と現在地を報告するものとする。

参集場所調査票

| | | | | |
|---------|-------|-------------------------|---------|---|
| 所 属 | | | | |
| 職 名 | | 氏 名 | | |
| 住 所 | (自 宅) | | | |
| | 電話 | | | |
| | (帰省先) | | | |
| | 電話 | | | |
| | 携帯 | | | |
| 非常時参集場所 | | | | |
| 公所名 | | 参集ルート の参集距離 と所要時間 | 総距離 k m | |
| 電 話 | | | 徒 歩 | 分 |
| | | | 自 転 車 | 分 |
| | | | バ イ ク | 分 |
| | | 自 動 車 | 分 | |
| 2次参集場所 | | | | |
| 公所名 | | 参集ルート の参集距離 と所要時間 | 総距離 k m | |
| 電 話 | | | 徒 歩 | 分 |
| | | | 自 転 車 | 分 |
| | | | バ イ ク | 分 |
| | | 自 動 車 | 分 | |

4.2 参集時の注意事項

- ① 参集時には、災害の発生状況等を確認し、大規模な災害が発生している場合には、逐次報告しながら参集する。
- ② 市街地では、路面の陥没・亀裂、障害物等の危険がない限り、道路の真ん中を走行するようにする。
- ③ 地震等災害の場合、落下物対策に頭にかぶるものを用意しておく。
- ④ 夜間は、特に道路等に散乱している各種の障害物に注意する。
- ⑤ 火災の発生地域では、延焼の可能性があるので避けて通る。
- ⑥ 避難する住民の流れと逆行する場合は、参集ルートを変更する。

- ① 被災規模を迅速に把握し、道路など公共施設の被災状況、火災の発生状況、その他各種の混乱の応援対策等を円滑に行うため、参集時には被害状況を確認しながら参集する。
- ② 参集ルートで大規模な災害が発生している場合には、直ちに携帯電話等により報告する。
- ③ 市街地では、余震により建物の倒壊や窓ガラス等の落下などに注意するとともに、路上の障害物に注意して参集する。
- ④ あらかじめ設定した参集ルートの通行に支障があり交通規制等の処置が必要な場合、直ちに規制が必要な旨を報告し、参集ルートを速やかに変更する。

4.3 参集時の望ましい服装と携帯品

- ① 県職員証（写） 立入規制、交通規制用
- ② 携帯ラジオ 情報収集用
- ③ 携帯電話（スマートフォン）、100円玉、10円玉（公衆電話）
. 情報連絡用、参集途上での被災状況撮影用
- ④ 懐中電灯 夜間活動用
- ⑤ 衣類、タオル、洗面具、救急医療品、常備薬、その他日用品
- ⑥ 軍手 応急作業用
- ⑦ 長靴又は登山靴 応急作業用
- ⑧ ヘルメット
- ⑨ 雨具、防寒具
- ⑩ 飲料水、非常用食料

- ① 日常家庭にある上記のもので、携帯しても家庭で支障ない範囲で持参するものとする。
- ② 服装は、作業服等の活動しやすい服装が望ましい。冬場は暖房がないことを考え防寒に留意する。
- ③ ヘルメットが無い場合には帽子を被る。
- ④ 下着類は2～3日分を用意する。（震度6以上では、一度出勤すれば数日帰宅できないことを想定して必要なものを持参する）

5 参集途上における連絡手段

5.1 連絡手段

- ① 事情により非常時参集が不可能な場合には、参集場所又は最寄りの公所に可能な範囲で連絡する。）
- ② 自宅の電話が不通であれば、携帯電話又は最寄りの公衆電話等から連絡する。
- ③ 災害用伝言ダイヤル（171）、携帯電話の災害伝言板を利用して、安否状況について連絡する。

5.2 電話の取り扱い方法

- ① 電話局、回線の被害により完全に不通になった場合、受話器をとっても音がしなくなる。
- ② 電話回線が通じている場合でも、電話需要の異常な増大により、かかりにくい状況「輻輳」が発生する。（固定電話は発信規制、携帯電話は受発信規制）
- ③ 緑・グレーの公衆電話は、「災害時優先電話」となり、これらの公衆電話からの方がかかりやすい。（ピンク電話は災害時優先電話に含まれない。）
- ④ 停電時には、テレホンカードによる通話はできないので、100円玉、10円玉を用意する。
- ⑤ 電話がつかない場合には、しばらく時間をおいてかける。

6 参集後の行動

6.1 参集報告

- ① 参集後、直ちに参集途上に見聞きした被害状況について、被害概要報告書に記入し、公所の被害状況を取りまとめる。
- ② 被害概要報告書を提出後、指揮命令者の指示に従う。なお、あらかじめ定められた指揮命令者が不在の場合には、参集者の中から指揮命令者の代行を決定する。（初動期の立ち上がりが重要。参集した人員でスタートさせる）

6.2 参集後の作業

- ① 庁舎建物の点検・備品等の被害状況の把握
- ② 有線電話、FAX、防災行政無線等の通信設備の点検
- ③ 民間業務協定業者の初動体制の確認・点検被災状況の収集
- ④ 県庁各課室への被害報告
- ⑤ 参集者リストの作成・報告
- ⑥ 被害状況調査（公所の管理する各施設の被害状況を調査する。）
- ⑦ 県土整備部管理課においては、被害報告を受けて、本庁各課室、各公所の参集状況に基づき適切な人員配備計画を行う。
- ⑧ 参集した職員のみで初動体制の維持が困難な場合には、県土整備部災害対策会議に応援要請を行う。

被害概要報告書

1 報告者の所属・氏名

所属 部 課 職 氏名

2 報告日時

年 月 日 時 分 現在

3 被害概要

(注) 参集途上で確認した被害状況（場所、被害状況等）について記載する。

県土整備部防災会議運営要領

(目的)

第1条 この要領は、山形県県土整備部防災業務計画（以下「業務計画」という。）に基づき、県土整備部防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 県土整備部が所管する施設等の防災に関する業務を的確かつ円滑に実施するため防災会議を設置する。

(所掌事務)

第3条 防災会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 業務計画の策定・実施に関する事項
- (2) その他防災に関する事項

(組織)

第4条 防災会議は、議長、委員をもって構成する。

- 2 議長は、県土整備部長をもってあてる。
- 3 委員は、県土整備部技術統括監、部次長、同部各課（室）長及び各公所長、県土強靱化推進室企画主幹並びに総合支庁建設部長及び同部次長をもってあてる。

(職務)

第5条 議長は、防災会議の事務を総理する。

- 2 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 議長は、必要に応じて防災会議を招集する。

- 2 議長は、必要とみとめた場合、委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 防災会議の庶務は、管理課において行うものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、防災会議の組織・運営に必要な事項は議長が別途定める。

(附則)

この要領は、平成16年4月1日から施行する

平成18年4月1日一部改正

平成20年4月1日一部改正

平成22年4月1日一部改正

平成27年4月1日一部改正

令和5年4月3日一部改正

(別表)

県土整備部防災会議委員名簿

| 所 属 | 委員名 | 備 考 |
|---------|---|-----|
| 県土整備部 | 県土整備部長 県土整備部技術統括監 県土整備部次長 管理課長兼県土強靱化推進室長 企画主幹 建設企画課長 県土利用政策課長 都市計画課長 下水道課長 道路整備課長 高速道路整備推進室長 道路保全課長 河川課長 流域治水推進室長 砂防・災害対策課長 空港港湾課長 山形空港事務所長 庄内空港事務所長 港湾事務所長 建築住宅課長 営繕室長 | 議長 |
| 総合支庁建設部 | 村山総合支庁建設部長 次長（西村山担当） 次長（北村山担当） 最上総合支庁建設部長 置賜総合支庁建設部長 次長（西置賜担当） 庄内総合支庁建設部長 | |

県土整備部災害対策会議運営要領

(目的)

第1条 県土整備部災害対策会議運営要領（以下「運営要領」という。）は、山形県県土整備部防災業務計画（以下「業務計画」という。）に基づき、災害発生時において県土整備部災害対策会議（以下「対策会議」という。）の円滑な運営を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 対策会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

- (1) 議長は、県土整備部長をもってあて、対策会議を統轄する。
- (2) 副議長は、技術統括監及び同部次長をもってあて、議長を補佐する。
- (3) 委員は、県土整備部各課（室）長及び県土強靱化推進室企画主幹をもってあてる。
- (4) 議長に事故あるときは、副議長又は議長があらかじめ指名する委員が職務を代理することができる。
- (5) 対策会議は、県土整備部長室に設置し、必要な庶務は管理課が行う。

(設置)

第3条 県土整備部長は、次の基準により対策会議を設置又は廃止する。

- (1) 県内で震度5弱以上の地震が観測されたとき（設置）
- (2) 県内で大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあるとき（特別警報の発表時はこれに該当する）（設置）
- (3) その他県土整備部長が必要と認めたとき（設置）
- (4) 災害応急対策が概ね完了したとき（廃止）
- (5) その他必要がなくなったと認められるとき（廃止）

(所掌事務)

第4条 対策会議は、業務計画等に基づき次の事務を所掌する。

- (1) 県土整備部所管施設等に関する災害情報の総括に関すること
- (2) 総合支庁建設部、山形空港事務所、庄内空港事務所及び港湾事務所が実施する災害応急対策、災害復旧・復興の重要な事項に関すること
- (3) 県災害対策本部、県災害対策連絡会議及び本庁他部局との連絡調整に関すること
- (4) 国、東日本高速道路株式会社、他県等との連絡調整に関すること
- (5) その他災害対策上重要な事項に関すること

(その他)

第6条 上記のほか、対策会議の運営に関する必要な事項は別途定める。

- (附則) この運営要領は、平成16年4月1日から適用する
平成18年4月1日一部改正
平成20年4月1日一部改正
平成22年4月1日一部改正
平成27年4月1日一部改正

平成29年4月1日一部改正
 令和元年8月1日一部改正
 令和2年4月1日一部改正
 令和5年4月3日一部改正

(別表)

県土整備部災害対策会議委員名簿

| 所 属 | 委員名 | 備 考 |
|-------|---|-----|
| 県土整備部 | 県土整備部長 県土整備部技術統括監 県土整備部次長 管理課長兼県土強靱化推進室長 企画主幹 建設企画課長 県土利用政策課長 都市計画課長 下水道課長 道路整備課長 高速道路整備推進室長 道路保全課長 河川課長 流域治水推進室長 砂防・災害対策課長 空港港湾課長 建築住宅課長 営繕室長 | 議長 |

表-1 気象庁震度階級関連解説表

| 階級震度 | 人の体感・行動 | 屋内の状況 | 屋外の状況 | 木造建物(住宅) | | 鉄筋コンクリート造建物 | | 平成21年3月31日 気象庁改定 | |
|------|---|--|---|---|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|-------------------------------------|
| | | | | 耐震性が高い | 耐震性が低い | 耐震性が高い | 耐震性が低い | 地盤の状況 | 斜面等の状況 |
| 0 | 人は揺れを感じないが、地震計には記録される。 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 1 | 屋内で静かにしている人の中には、揺れを感じる人がいる。 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 2 | 屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。歩いていたり人の中には、揺れを感じる人もいます。 | 電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。 | — | — | — | — | — | — | — |
| 3 | 屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いていたり人の中には、揺れを感じる人もいます。眠っている人の大半が、目を覚ます。 | 棚にある食器類が音を立てることがある。 | 電線が少し揺れる。 | — | — | — | — | — | — |
| 4 | ほとんどの人が驚く。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいます。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。 | 電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。棚の悪い置物が、倒れることがある。 | 電線が大きく揺れる。自動車運転している、揺れに気付く人がいる。 | — | — | — | — | — | — |
| 5弱 | 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまったり感じている。 | 電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちる。テレビが揺れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものも倒れることがある。 | まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れる。道路に被害が生じることがある。 | — | — | — | — | 亀裂や液状化が生じることがある。 | — |
| 5強 | 大半の人が、物につかまらないうちに倒れる。歩いている人は、倒れる。固定していない家具が倒れることがある。 | 棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多い。テレビが右から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。 | 窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないプロック塼が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。 | — | — | — | — | 壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。 | — |
| 6弱 | 立っていることが困難になる。 | 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。 | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。 | 壁などにひび割れ・亀裂が入ることがある。傾いたりすることがある。倒れるものもある。 | 壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。 | 壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。 | 壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。 | 地割れが生じることがある。 | がけ崩れや地すべりが発生することがある。 |
| 6強 | 立っていることができず、倒れる。揺れにほんろうさず、飛ばされることもある。 | 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多い。 | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多く倒れる。プロック塼のほとんどが崩れる。 | 壁などにひび割れ・亀裂が入ることがある。 | 壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。 | 壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。 | 壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。 | 大きな地割れが生じることがある。 | がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや、山体の崩壊が発生することがある。 |
| 7 | 立っていることができず、倒れる。揺れにほんろうさず、飛ばされることもある。 | 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多い。 | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多く倒れる。プロック塼も破損するものがある。 | 壁などにひび割れ・亀裂が入ることがある。 | 壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。 | 壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。 | 壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。 | 大きな地割れが生じることがある。 | がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや、山体の崩壊が発生することがある。 |

ライフライン・インフラ等への影響

| | |
|---|--|
| ガス供給の停止 | 安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地蔵ブロック単位でガス供給が止まることがある。 |
| 断水、停電の発生 | 震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。 |
| 鉄道の停止、高速道路の規制等 | 震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。） |
| 地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつかまりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。 | |
| エレベーターの停止 | 地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。 |

大規模建造物への影響

| | |
|-----------------------|--|
| 超高層ビルによる超高層ビルの揺れ | 超高層ビルは固有周期が長い。一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きくなる場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。 |
| 石油タンクのスロッシング | 長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶解液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。 |
| 大規模空間を有する施設、天井等の破損、脱落 | 体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。 |

長周期地震動階級別被害（高層ビルにおける人の体感、行動、室内の状況等との関連

| 長周期地震動階級 | 人の体感・行動 | 室内の状況 | 備考 |
|-------------------------|--|--|-------------------------|
| 長周期地震動階級1 (やや大きな揺れ) | 室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。驚く人もいる。 | ブラインドなど吊り下げものが大きく揺れる。 | - |
| 長周期地震動階級2 (大きな揺れ) | 室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。驚く人もいる。物につかまらなると、行動に支障を感じる。 | キャスター付き什器が大きく動く。冊子にある食器類、書棚の本が落ちることがある。 | - |
| 長周期地震動階級3 (非常に大きな揺れ) | 立っていることが困難になる。 | キャスター付き什器が大きく動く。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。 | 間仕切壁などにひび割れ・亀裂が入ることがある。 |
| 長周期地震動階級4 (極めて大きな揺れ) | 立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされる。 | キャスター付き什器が大きく動き、転倒するものがある。固定していない家具の大半が異動し、倒れるものがある。 | 間仕切壁などにひび割れ・亀裂が多く入る。 |

表-2 山形県における天気予報、注・警報の細分区域

| 一次細分区域 | 市町村等を まとめた地域 | 二次細分区域 |
|--------|-----------------|----------------------------------|
| 村 山 | 北村山 | 村山市、東根市、尾花沢市、大石田町 |
| | 西村山 | 寒河江市、河北町、西川町、朝日町、大江町 |
| | 東南村山 | 山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町 |
| 置 賜 | 東南置賜 | 米沢市、南陽市、高島町、川西町 |
| | 西置賜 | 長井市、小国町、白鷹町、飯豊町 |
| 庄 内 | 庄内北部 | 酒田市、遊佐町 |
| | 庄内南部 | 鶴岡市、庄内町、三川町 |
| 最 上 | (最上) | 新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村 |

※一次細分区域は、府県天気予報を細分して行う区域。
 ※二次細分区域は、特別警報・警報・注意報の発表に用いる区域。

(出典) 国土交通省気象庁のホームページ (令和3年6月8日)

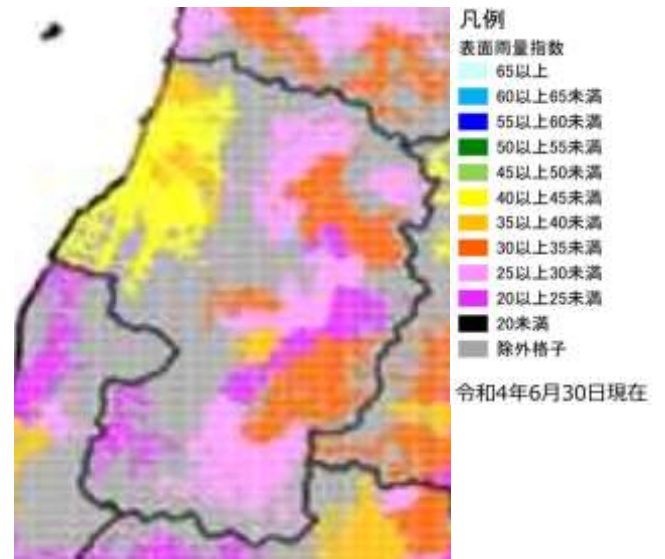
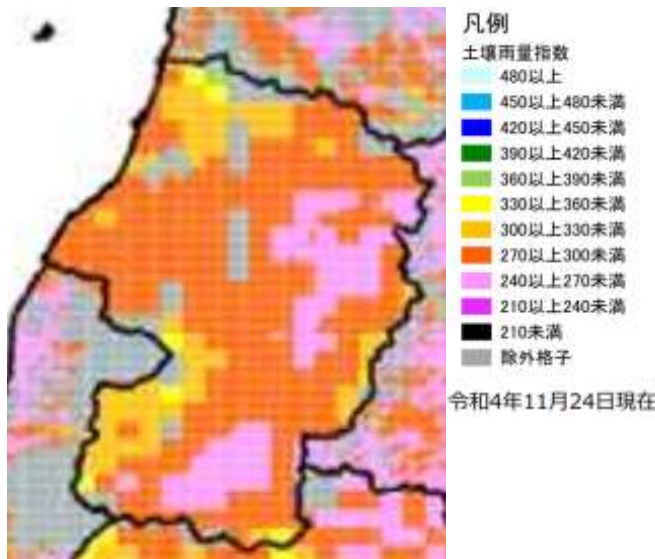
表-3 山形県特別警報基準

| 現象の種類 | | 特別警報の発表基準 |
|-------|-------------|---|
| 気象 | 大雨 | 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合※ |
| | 暴風 | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合※ |
| | 暴風雪 | 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合※ |
| | 大雪 | 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合※ |
| 地象 | 地震 (地震動) | 震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)) |
| | 火山現象 | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合 (噴火警報(居住地域)、噴火警戒レベル4または5) |
| | 津波 | 高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報) |
| | 高潮 | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合※ |
| | 波浪 | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合※ |

※過去の災害事例に照らして、指数(土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数)、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表の判断をする。

大雨特別警報(土砂災害)の指標

大雨特別警報(浸水害)の指標



「50年に一度の積雪深」の地点別一覧

令和4年11月21日現在

- 注1) “※”が付いている地点は、現在積雪深の観測を行っていないもので、50年に一度の値は“-”としている。
 注2) データ不足のため、50年に一度の値が算出できない地点は、値を“-”としている。
 注3) “*”が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いため、参考値として扱う。
 注4) 50年に一度の値は過去の観測データから推定した値。
 注5) 大雪特別警報は、府県程度の広がり50年に一度の値となる現象を対象。
 個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

| 府県予報区 | 地点名 | 50年に一度の積雪深(cm) | 既往最深積雪深(cm) |
|-------|-----|----------------|-------------|
| 山形県 | 新庄 | 255 | 236 |
| 山形県 | 酒田 | 78 | 100 |
| 山形県 | 山形 | 107 | 113 |
| 山形県 | 金山 | 244 | 224 |
| 山形県 | 狩川 | 184 | 162 |
| 山形県 | 向町 | 251 | 212 |
| 山形県 | 櫛引 | 177 | 144 |
| 山形県 | 肘折 | 495 | 445 |
| 山形県 | 尾花沢 | 290 | 256 |
| 山形県 | 大井沢 | 410 | 348 |
| 山形県 | 左沢 | 158 | 144 |
| 山形県 | 長井 | 203 | 166 |
| 山形県 | 小国 | 343 | 279 |
| 山形県 | 米沢 | 221 | 188 |

表-4 山形県警報基準

令和4年5月26日現在

山形地方気象台発表

| | | | | |
|-----------|-------------|---|----------|----------|
| 暴風(平均風速) | | 18m/s 飛島の観測値は風向が南西～北西の場合 25m/s、南西～北西以外の場合 20m/s を、狩川の観測値は風向が東の場合 20m/s を目安とする。 | | |
| 暴風雪(平均風速) | | 18m/s 飛島の観測値は風向が南西～北西の場合 25m/s、南西～北西以外の場合 20m/s を、狩川の観測値は風向が東の場合 20m/s を目安とする。 | | |
| 波浪(有義波高) | | 6.0m | | |
| 高潮(潮位) | | 酒田市(酒田) 2.0m (飛島) 1.5m 遊佐町 1.5m 鶴岡市 1.5m | | |
| 大雨 | 市町村等をまとめた地域 | 市町村 | 表面雨量指数基準 | 土壌雨量指数基準 |
| | 東南村山 | 山形市 | 11 | 104 |
| | | 上山市 | 9 | 111 |
| | | 天童市 | 11 | 109 |
| | | 山辺町 | 12 | 104 |
| | | 中山町 | 11 | 105 |
| | 北村山 | 村山市 | 15 | 102 |
| | | 東根市 | 12 | 104 |
| | | 尾花沢市 | 16 | 102 |
| | | 大石田町 | 12 | 102 |
| | 西村山 | 寒河江市 | 15 | 101 |
| | | 河北町 | 13 | 102 |
| | | 西川町 | 17 | 112 |
| | | 朝日町 | 18 | 108 |
| | | 大江町 | 15 | 107 |
| | 東南置賜 | 米沢市 | 11 | 97 |
| | | 南陽市 | 12 | 102 |
| | | 高島町 | 9 | 97 |
| | | 川西町 | 15 | 97 |
| | 西置賜 | 長井市 | 11 | 106 |
| 小国町 | | 14 | 105 | |
| 白鷹町 | | 12 | 115 | |
| 飯豊町 | | 13 | 102 | |

| | | | | | |
|----|-----------------|------|--|--------------------------|-----------------------------|
| | 庄内北部 | 酒田市 | 17 | 117 | |
| | | 遊佐町 | 18 | 124 | |
| | 庄内南部 | 鶴岡市 | 19 | 111 | |
| | | 三川町 | 18 | - | |
| | | 庄内町 | 11 | 111 | |
| | 最上 | 新庄市 | 17 | 107 | |
| | | 金山町 | 13 | 120 | |
| | | 最上町 | 8 | 104 | |
| | | 舟形町 | 17 | 102 | |
| | | 真室川町 | 14 | 113 | |
| | | 大蔵村 | 13 | 107 | |
| | | 鮭川村 | 13 | 111 | |
| | | 戸沢村 | 13 | 115 | |
| 洪水 | 市町村等を まとめた地域 | 市町村 | 流域雨量指数基準 | 複合基準 ^{※1} | 指定河川洪水予報による基準 |
| | 東南村山 | 山形市 | 立谷川流域=19.6, 村山高瀬川流域 =13.4, 野呂川流域=5.8, 本沢川流域=13.3, 龍山川流域=7.1, 貴船川流域=4.5 | 本沢川流域= (7, 11) | 須川下流 [鯨洗] , 須川上流 [坂巻・石堂] |
| | | 上山市 | 須川流域=16.5, 前川流域=15.4, 押切川流域=11.5 | - | 須川上流 [坂巻・石堂] |
| | | 天童市 | 乱川流域=21.5, 倉津川流域=10.3, 押切川流域=11.5 | - | 最上川上流 [下野] , 須川下流 [鯨洗] |
| | | 山辺町 | 小鶴沢川流域=5 | - | 須川下流 [鯨洗] , 須川上流 [坂巻・石堂] |
| | | 中山町 | 石小沢川流=5.7 | - | 最上川上流 [長崎] , 須川下流 [鯨洗] |
| | | 北村山 | 村山市 | 小国沢川流域=5.4, 大旦川流域=9.9 | - |
| | 東根市 | | 白水川流域=13.5, 村山野川流域=10.2, 乱川流域=14.614.2 | - | 最上川上流 [下野] |

| | | | | |
|------|------|---|--|--|
| | 尾花沢市 | 野尻川流域=10.4, 赤井川流域=12.5, 中沢川流域=5.9, 臈気川流域12.1 | - | 最上川中流 [堀内], 丹生川 [岩ヶ袋・行沢] |
| | 大石田町 | 次年子川流域=9.4, 野尻川流域=13.6, 臈気川流域=12.2 | - | 最上川上流 [下野], 最上川中流 [大石田・堀内・岩ヶ袋], 丹生川 [岩ヶ袋・行沢] |
| 西村山 | 寒河江市 | 寒河江川流域=37.3, 赤沢川流域=9.8, 熊野川流域=11.4 | - | 最上川上流 [長崎・下野] |
| | 河北町 | 寒河江川流域=38.4 | - | 最上川上流 [下野] |
| | 西川町 | 寒河江川流域=36, 水沢川流域=8.9 | - | - |
| | 朝日町 | 朝日川流域=20.8 | - | 最上川上流 [小出] |
| | 大江町 | 市の沢川流域=6.6, 月布川流域=23.1 | 最上川流域= (6, 44.2), 月布川流域= (6, 19.8) | 最上川上流 [長崎] |
| 東南置賜 | 米沢市 | 最上川流域=16.6, 誕生川流域=4.5, 鬼面川流域=18.3, 羽黒川流域=19.1, 大櫓川流域=21.3, 太田川流域=8 | - | 最上川上流 [糠野目] |
| | 南陽市 | 吉野川流域=14, 前川流域=10.4 | 吉野川流域= (6, 9.8) | 最上川上流 [糠野目], 屋代川 [中橋] |
| | 高島町 | 鬼面川流域=27.2, 砂川流域=9.2, 下有無川流域=5.6, 上有無川流域=4.8, 大滝川流域=5.7, 稲子川流域=6.2, 小黒川流域=6.5, 土会川流域=8.3, 和田川流域=6.3 | 最上川流域=(6, 27.2), 砂川流域=(6, 8.2), 屋代川流域= (6, 9.9), 和田川流域=(6, 5.6) | 最上川上流 [糠野目], 屋代川 [中橋] |

| | | | | |
|------|-----|--|--------------------------------------|---|
| | 川西町 | 黒川流域=9.9, 万福寺川流域=4.5, 犬川流域=16.6, 高野沢川流域=7.7 | = 万福寺川流域=(5, 4), 犬川流域=(6, 14) | 最上川上流 [糠野目] |
| 西置賜 | 長井市 | 草岡川流域=9.3, 置賜野川流域=22.1 | - | 最上川上流 [糠野目・小出] |
| | 小国町 | 荒川流域=31.5, 玉川流域=23.8, 横川流域=32.1, 金目川流域=17.4, 足水川流域=12.6, 明沢川流域=19.9, 桜川流域=12.2, 森残川流域=8.5 | - | - |
| | 白鷹町 | 実淵川流域=12.4, 小鮎貝川流域=4.9 | - | 最上川上流 [小出] |
| | 飯豊町 | 置賜白川流域=22.7, 小白川流域=11.9, 小屋川流域=7.5, 遅谷川流域=6 | - | - |
| 庄内北部 | 酒田市 | 京田川流域=21, 相沢川流域=27, 小牧川流域=5 | 最上川流域=(8, 53.2), 日光川流域=(10, 26.6) | 最上川下流 [白ヶ沢・下瀬], 赤川 [浜中], 日向川 [穂積], 大山川 [面野山・大山] |
| | 遊佐町 | 月光川流域=20.4 | - | 日向川 [穂積] |
| 庄内南部 | 鶴岡市 | 京田川流域=13.6, 藤島川流域=12.8, 梵字川流域=30.6 | - | 最上川下流 [白ヶ沢・下瀬], 赤川 [熊出・羽黒橋・浜中], 大山川 [面野山・大山] |
| | 三川町 | 京田川流域=17, 藤島川流域=13.1, 青龍寺川流域=10 | 藤島川流域=(8, 12.4), 赤川流域=(8, 28.8) | 最上川下流 [白ヶ沢・下瀬], 赤川 [熊出・羽黒橋・浜中], 大山川 [面野山・大山] |
| | 庄内町 | 京田川流域=17 | - | 最上川下流 [白ヶ沢・下瀬] |
| 最上 | 新庄市 | 新田川流域=16.3, 泉田川流域=15.8 | 最上川流域=(5, 57) | 最上川中流 [堀内], 鮭川 [真木] |
| | 金山町 | 中田春木川流域=9.3 | - | 鮭川 [平岡橋] |
| | 最上町 | 最上白川流域=14.7, 満沢川流域=5.6 | = 最上小国川流域=(5, 26.8) | 最上小国川 [瀬見・赤倉] |
| | 舟形町 | 松橋川流域=9.5, 平沢川流域=6.9 | = 最上小国川流域=(5, 20.8) | 最上川中流 [堀内・長者原], 最上小国川 [瀬見・赤倉] |

| | | | | |
|---|---|--|---|---|
| | 真室川町 | 小又川流域=14.3, 真室川流域=27.7, 中田春木川流域=15.4 | 小又川流域=(12, 13), 真室川流域=(8, 24.9) | 鮭川 [真木・真室川・平岡橋] |
| | 大蔵村 | 藤田沢川流域=6.6, 銅山川流域=23.6, 赤松川流域=15 | - | 最上川中流 [堀内] |
| | 鮭川村 | 泉田川流域=17.9, 曲川流域=20 | - | 鮭川 [真木・真室川] |
| | 戸沢村 | 角川流域=26.6, 砂子沢川流域=8.9, 三ツ沢川流域=13.1, 栃山川流域=7.2, 沢内川流域=9.7, 濁沢川流域=11.9, 角間沢川流域=5.2 | = 最上川流域=(7, 72.6) 角間沢川流域=(7, 4.6) | 最上川下流 [白ヶ沢], 最上川中流 [堀内・古口], 鮭川 [真木] |
| ※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。 | | | | |
| 大雪(12 時間降雪の深さ) | 庄内：平地 30cm (楡引、狩川 35cm)、山沿い 45cm 最上：平地 35cm、山沿い 45cm (肘折 55cm) 東南村山：平地 30cm、山沿い 40cm 北村山、西村山：平地 35cm、山沿い 45cm 東南置賜：平地 35cm、山沿い 45cm 西置賜：平地 40cm、山沿い 45cm | | | |

表-5 雨の強さと降り方

(平成 29 年 9 月一部改正)

| 1時間雨量 (mm) | 予報用語 | 人の受けるイメージ | 人への影響 | 屋内 (木造住宅を想定) | 屋外の様子 | 車に乗っていて |
|---------------|---------|------------------------|------------------|--------------------|---------------|--|
| 10以上～ 20未満 | やや強い雨 | ザーザーと降る | 地面からの跳ね返りで足元がぬれる | 雨の音で話し声が良く聞き取れない | 地面一面に水たまりができる | |
| 20以上～ 30未満 | 強い雨 | どしゃ降り | | | | ワイパーを速くしても見づらい |
| 30以上～ 50未満 | 激しい雨 | バケツをひっくり返したように降る | 傘をさしているもぬれる | 寝ている人の半数くらいが雨に気がつく | 道路が川のようになる | 高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる(ハイドロブレーキ現象) |
| 50以上～ 80未満 | 非常に激しい雨 | 滝のように降る(ゴーゴーと降り続く) | | | | 水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる |
| 80以上～ | 猛烈な雨 | 息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる | 傘は全く役に立たなくなる | | | |

(注1) 大雨によって災害が起こるおそれのあるときは大雨注意報や洪水注意報を、重大な災害が起こるおそれのあるときは大雨警報や洪水警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは大雨特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

(注2) 数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときには記録的短時間大雨情報を発表します。この情報が発表されたときは、お住まいの地域で、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しています。なお、情報の基準は地域によって異なります。

(出典) 気象庁ホームページ

表-6-1 噴火警報・予報の種類

| 種別 | 名称 | 対象範囲 | 噴火警報レベルが運用されている火山 (蔵王山・鳥海山・吾妻山) | | 噴火警報レベルが運用されていない火山 (肘折) | |
|------|--------------------------------|------------------------|------------------------------------|-------------|------------------------------|--------------|
| | | | レベル | | 警戒事項等 | |
| 特別警報 | 噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報 | 居住地域及びそれより火口側 | レベル5 | 避難 | 居住地域及びそれより火口側の範囲における嚴重な警戒 | 居住地域 嚴重警戒 |
| | | | レベル4 | 高齢者等避難 | | |
| 警報 | 噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報 | 火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺 | レベル3 | 入山規制 | 火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒 | 入山危険 |
| | | 火口から少し離れた所までの火口周辺 | レベル2 | 火口周辺規制 | 火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒 | 火口周辺 危険 |
| 予報 | 噴火予報 | 火口内等 | レベル1 | 活火山であることに留意 | | 活火山であることに留意 |

表-6-2 噴火警報・予報の種類

1. 蔵王山の噴火警戒レベル 平成 28 年 7 月 26 日運用開始

| 種別 | 名称 | 対象範囲 | レベル (キーワード) | | 火山活動の状況 | 住民等の行動及び登山者・入山者等への対応 | 想定される現象等 |
|------|----------------|---------------|----------------|-------------------------|---|---|---|
| 特別警報 | 噴火警報 (居住地域) | 居住地域及びそれより火口側 | 5 | 避難 | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。 | 危険な居住地域からの避難等が必要。 | <ul style="list-style-type: none"> ●融雪型火山泥流または御釜由来の泥流が発生、あるいは切迫している。 ●噴火の規模や位置が特定できない噴火が発生し、融雪型火山泥流または御釜由来の泥流の可能性はある。 |
| | | | 4 | 高齢者等 避難 | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。 | 警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び特定地域の避難、住民の避難の準備等が必要。 | ●融雪型火山泥流または御釜由来の泥流を伴う噴火が予想される。 |
| 警報 | 噴火警報 (火口周辺) | 火口から居住地域近くまで | 3 | 入山規制 | 居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。 | 住民は通常の生活。 火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。（状況に応じて特定地域の避難等が必要） | <ul style="list-style-type: none"> ●火口周辺の広い範囲に影響を及ぼす噴火が予想される。 ●融雪型火山泥流及び御釜由来の泥流が予想されない噴火の発生。 |
| | | | 2 | 火口周辺 規制 | 火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。 | 住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。（状況に応じて特定地域の避難準備等が必要） | ●火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 |
| 予報 | 噴火予報 | 火口内等 | 1 | 活火山 である ことに 留意 | 火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。 | 状況に応じて火口内への立入規制等。 | ●火口内での少量の噴気や火山ガス等が発生。 |

表-6-3 噴火警報・予報の種類

2. 鳥海山の噴火警戒レベル 平成 30 年 3 月 27 日運用開始

| 種別 | 名称 | 対象範囲 | レベル (キーワード) | | 火山活動の状況 | 住民等の行動及び登山者・入山者等への対応 | 想定される現象等 |
|------|----------------|---------------|----------------|-------------------------|---|---|--|
| 特別警報 | 噴火警報 (居住地域) | 居住地域及びそれより火口側 | 5 | 避難 | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。 | 危険な居住地域からの避難等。 | ●噴火により火砕流・火砕サージ、火口噴出型泥流、融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす、または切迫している。 |
| | | | 4 | 高齢者等 避難 | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。 | 警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び特定地域の避難、住民の避難の準備等が必要。 | ●噴火により火砕流・火砕サージ、火口噴出型泥流、融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼすことが予想される。 |
| 警報 | 噴火警報 (火口周辺) | 火口から居住地域近くまで | 3 | 入山規制 | 居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。 | 火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 状況に応じて要配慮者の避難準備等、特定地域の避難等が必要。 住民は通常の生活。 | ●噴火により大きな噴石が火口から概ね 4 km の範囲内、火砕流・火砕サージが居住地域の近くまで影響を及ぼす、または予想される。 |
| | | 火口周辺 | 2 | 火口周辺 規制 | 火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。 | 火口周辺への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難準備等が必要。 住民は通常の生活。 | ●噴火により大きな噴石が火口から概ね 1.5km の範囲内に影響を及ぼす、または予想される。 |
| 予報 | 噴火予報 | 火口内等 | 1 | 活火山 である ことに 留意 | 火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。 | 状況に応じて火口内への立入規制等。 | ●火口内で噴気や火山ガス等が発生。 |

表-6-4 噴火警報・予報の種類

3. 吾妻山の噴火警戒レベル 平成 19 年 12 月 1 日運用開始（令和元年 9 月 25 日改定）

| 種別 | 名称 | 対象範囲 | レベル (キーワード) | | 火山活動の状況 | 住民等の行動及び登山者・入山者等への対応 | 想定される現象等 |
|------|------------|---------------|----------------|-------------|---|---|--|
| 特別警報 | 噴火警報（居住地域） | 居住地域及びそれより火口側 | 5 | 避難 | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。 | 危険な居住地域からの避難等が必要。 | ●火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 |
| | | | 4 | 高齢者等避難 | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。 | 警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び特定地域の避難、住民の避難の準備等が必要。 | ●火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性。 |
| 警報 | 噴火警報（火口周辺） | 火口から居住地域近くまで | 3 | 入山規制 | 居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。 | 住民は通常の生活。登山禁止・入山規制など危険な地域への立入規制等。状況に応じて特定地域の避難、要配慮者の避難準備等が必要。 | ●火口から概ね 4 km 以内に大きな噴石が飛散、火砕流・火砕サージが流下するような噴火の発生、またはその可能性。火口から居住地域近くまで、融雪型火山泥流が到達、またはその可能性。 |
| | | | 2 | 火口周辺規制 | 火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。 | 住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。特定地域の避難等が必要。 | ●火口から概ね 1.5km 以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生、またはその可能性。 |
| 予報 | 噴火予報 | 火口内等 | 1 | 活火山であることを留意 | 火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。 | 状況に応じて火口周辺への立入規制、特定地域の避難準備等が必要。 | ●火山活動は静穏。 ●状況により火口周辺に影響する程度の火山灰や火山ガス等の噴出。 |

表-7 津波警報・注意報の種類

| 種類 | 発表基準 | 発表される津波の高さ | | 想定される被害と取るべき行動 |
|-------|---|--------------------------------|----------------|--|
| | | 数値での発表 (予想される津波の高さ 区分) | 巨大地震の 場合の発表 | |
| 大津波警報 | 予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。 | 10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ) | 巨大 | 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 |
| | | 10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m) | | |
| | | 5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m) | | |
| 津波警報 | 予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。 | 3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m) | 高い | 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 |
| 津波注意報 | 予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。 | 1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m) | (表記しない) | 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。 |

表-8 津波情報の種類

| 種類 | 内容 |
|---------------------------|---|
| 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 | 各津波予報区の津波の到達予想時刻 [※] や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載)を発表します。 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。 |
| 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報 | 主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。 |
| 津波観測に関する情報(*1) | 沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。 |
| 沖合の津波観測に関する情報(*2) | 沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。 |

(*1)津波観測に関する情報の発表内容について

(津波観測に関する情報の発表例)

沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表します。

| | | |
|----------|-----------|------|
| 宮古 | | |
| 第1波到達時刻 | 11日15時01分 | 引き |
| これまでの最大波 | 観測中 | |
| 釜石 | | |
| 第1波到達時刻 | 11日14時46分 | 押し |
| これまでの最大波 | 11日14時56分 | 3.2m |

津波は繰り返し襲い、あとから来る波の方が高く

なることがあるため、観測された津波が小さいからといって避難を止めてしまうと危険です。そのため、最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

表-9 沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

| 警報・注意報の発表状況 | 観測された津波の高さ | 内容 |
|-------------|------------|-------------------------------|
| 大津波警報を發表中 | 1m超 | 数値で発表 |
| | 1m以下 | 「観測中」と発表 |
| 津波警報を發表中 | 0.2m以上 | 数値で発表 |
| | 0.2m未満 | 「観測中」と発表 |
| 津波注意報を發表中 | (すべての場合) | 数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。) |

(*2)沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

(沖合の津波観測に関する情報の発表例)

沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表します。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値*(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表します。

| | | |
|-------------------------|-----------|------|
| 【沖合で観測した津波の観測値】 | | |
| 青森八戸沖 | | |
| 第1波観測時刻 | 11日14時51分 | 押し |
| これまでの最大波 | 11日14時52分 | 1.0m |
| 岩手釜石沖 | | |
| 第1波観測時刻 | 11日14時50分 | 引き |
| これまでの最大波 | 観測中 | |
| 【沖合の観測値から推定される沿岸の津波の高さ】 | | |
| 青森県太平洋沿岸 | | |
| 第1波の推定到達時刻 | 11日14時56分 | |
| これまでの最大値の推定到達時刻 | 11日14時57分 | |
| 推定される津波の高さ | 5m | |
| 岩手県 | | |
| 第1波の推定到達時刻 | 11日14時55分 | |
| これまでの最大値の推定到達時刻 | 推定中 | |
| 推定される津波の高さ | 推定中 | |

最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しません。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

表一10 沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

| 警報・注意報の発表状況 | 沿岸で推定される津波の高さ | 内容 |
|-------------|---------------|--------------------------------|
| 大津波警報を發表中 | 3 m超 | 沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表 |
| | 3 m以下 | 沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表 |
| 津波警報を發表中 | 1 m超 | 沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表 |
| | 1 m以下 | 沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表 |
| 津波注意報を發表中 | (すべての場合) | 沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表 |

※沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しません。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

※沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しません。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

表一11 津波予報

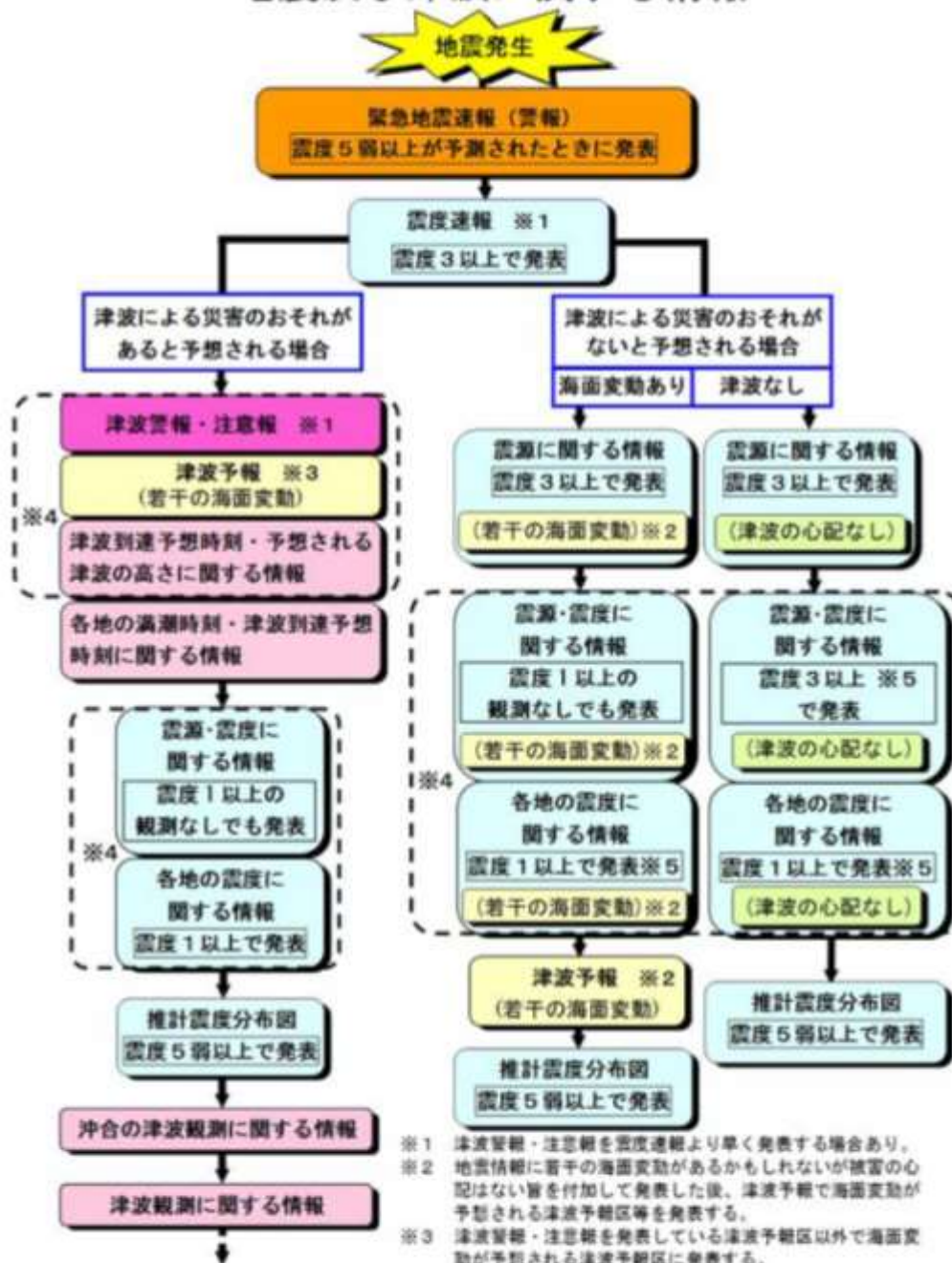
| 発表される場合 | 内容 |
|----------------------|---|
| 0.2m未満の海面変動が予想されたとき | 高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。 |
| 津波注意報解除後も海面変動が継続するとき | 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っでの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。 |

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表します。

(津波が予想されないときは、津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。)

<参考>

地震及び津波に関する情報



- ※1 津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。
- ※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。
- ※3 津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。
- ※4 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、破線で囲んだ情報はそれぞれまとめた形の情報で発表する。
- ※5 気象庁ホームページでの「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」は、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表する。

県内断層帯等の長期評価

(県防災くらし安心部防災危機管理課)

1 山形県内断層帯等の長期評価

(1) 地震調査研究推進本部

地震調査研究推進本部は、平成7年1月の阪神・淡路大震災を教訓として同年7月に制定された「地震防災対策特別措置法」に基づき、地震防災対策の強化、被害の軽減に資する調査研究の推進を目的として国（文部科学省）に設置された特別機関である。

(2) 長期評価

地震調査研究推進本部は、地震調査委員会を設置し、全国の主要な活断層や海溝型地震の活動間隔、次の地震の発生可能性〔場所、規模（マグニチュード）及び発生確率〕等の評価（長期評価）し、随時公表している。

(3) 県内の主要な断層帯、海溝型地震の長期評価（令和4年1月13日公表）

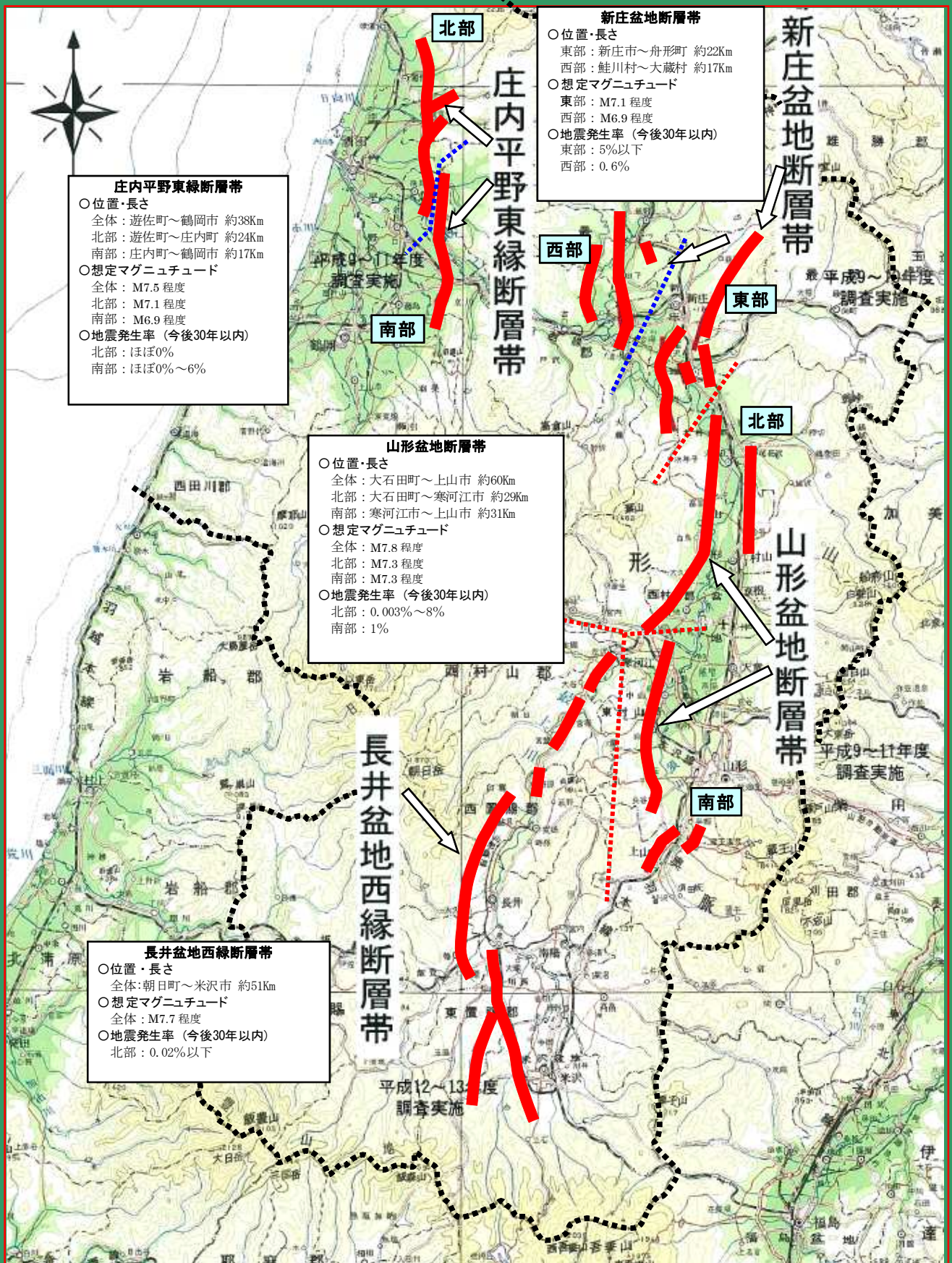
算定基準日：令和2年1月1日

| 名称 | 想定マグニチュード | 位置 | 長さ | 発生確率 30年以内 |
|--------------------|----------------------------------|--|----------------------------------|-----------------------|
| 山形盆地断層帯 | 全体:7.8程度 北部:7.3程度 南部:7.3程度 | 全体:大石田町～上山市 北部:大石田町～寒河江市 南部:寒河江市～上山市 | 全体:約60km 北部:約29km 南部:約31km | 北部:0.003～8% 南部:1% |
| 新庄盆地断層帯 | 東部:7.1程度 西部:6.9程度 | 東部:新庄市～舟形町 西部:鮭川村～大蔵村 | 東部:約22km 西部:約17km | 東部:5%以下 西部:0.6% |
| 長井盆地西縁断層帯 | 7.7程度 | 朝日町～米沢市 | 約51km | 0.02%以下 |
| 庄内平野東縁断層帯 | 全体:7.5程度 北部:7.1程度 南部:6.9程度 | 全体:遊佐町～鶴岡市 北部:遊佐町～庄内町 南部:酒田市～鶴岡市 | 全体:約38km 北部:約24km 南部:約17km | 北部:ほぼ0% 南部:ほぼ0%～6% |
| 日本海東縁部 (山形県西方沖) | 7.7前後 | 山形県沖 | 北側:50 km 南側:70 km | ほぼ0% |

(4) 長期評価に対応する被害想定調査

本県においては平成10年から順次、県内断層帯ごとに発生が予想される地震の被害想定調査を実施している。

山形県の活断層



県内の主要な断層帯、海溝型地震の被害想定調査結果一覧

| 名称 | 山形盆地断層帯 | 新庄盆地断層帯 | 長井盆地西縁断層帯 | 庄内平野東縁断層帯 | 山形県西方沖地震 |
|---------------------|------------------------------|------------------------------|-----------------------------|-------------------------------|-------------|
| 長さ | 約60km | 約25km | 約51km | 約38km | 約120km |
| 想定マグニチュード | M7.8 | M7.1 | M7.7 | M7.5 | M7.7 |
| 建物全壊 | 34,792棟 | 1,295棟 | 22,475棟 | 10,781棟 | 487棟 |
| 建物半壊 | 54,397棟 | 5,342棟 | 50,926棟 | 23,618棟 | 2,583棟 |
| 死者 | 2,114人 | 110人 | 1,706人 | 915人 | 44人 |
| 負傷者 | 21,887人 | 2,585人 | 16,405人 | 9,694人 | 1,098人 |
| 避難者 | 94,688人 | 7,776人 | 78,849人 | 41,044人 | 3,420人 |
| 上水道断水世帯 | 202,444世帯 | 23,574世帯 | 327,131世帯 | 169,434世帯 | 4,718世帯 |
| 停電世帯 | 114,823世帯 | 30,127世帯 | 43,750世帯 | 20,816世帯 | 19,191世帯 |
| 都市ガス停止世帯 | 50,082世帯 | 3,510世帯 | 29,005世帯 | 46,378世帯 | 4,464世帯 |
| 電話不通世帯 | 98,042世帯 | 17,391世帯 | 25,709世帯 | 13,156世帯 | 11,758世帯 |
| 長期評価の公表年 (国) | ・H14年5月(当初) ・H19年8月(一部改訂) | ・H14年7月(当初) ・H23年5月(一部改訂) | ・H17年2月(当初) | ・H17年4月(当初) ・H21年10月(一部改訂) | ・H15年6月(当初) |
| 被害想定調査結果の公表年 (県) | ・H10年4月(当初) ・H14年12月(再調査) | ・H10年4月(当初) | ・H10年4月(当初) ・H18年6月(再調査) | ・H10年4月(当初) ・H18年6月(再調査) | ・H10年4月(当初) |
| | | | | | |

注1) 発生ケースは冬季早朝

注2) 上水道の断水は、緊急遮断弁等の安全確保のための断水も含む(発災直後及び1日後の断水率算出)

注3) 山形盆地断層帯は、断層帯全体が同時に活動する場合の最大地震規模(マグニチュード7.8)により被害を想定

県土整備部緊急防災体制参集マニュアル（令和5年4月）

山形県県土整備部 管理課 県土強靱化推進室

山形市松波二丁目8番1号

電話 023-630-2436

FAX 023-630-2573

E-mail ykanri@pref.yamagata.jp